

## 地方公務員の給与体系

地方公務員			(参考) 国家公務員(一般職)※1	
給与	給料	給料表の給料月額	俸給表の俸給月額	
	諸手当	地域手当	地域手当	
		特殊勤務手当	特殊勤務手当	
		時間外勤務手当	超過勤務手当	
		宿日直手当	宿日直手当	
		管理職員特別勤務手当	管理職員特別勤務手当	
		夜間勤務手当	夜勤手当	
		休日勤務手当	休日給	
		管理職手当	俸給の特別調整額	
		期末手当	期末手当	
		勤勉手当	勤勉手当	
		定時制通信教育手当	一※2	
		産業教育手当	一※2	
農林漁業普及指導手当			一※2	
災害派遣手当			一※2	
義務教育等教員特別手当			一※2	
生活関連手当	扶養手当	扶養手当		
	住居手当	住居手当		
	単身赴任手当	単身赴任手当		
	寒冷地手当	寒冷地手当		
人材確保手当	地域手当※3	地域手当※3		
	初任給調整手当	初任給調整手当		
	特地勤務手当	特地勤務手当		
	へき地手当	一※2		
その他	退職手当	退職手当		
	通勤手当	通勤手当		
	特定任期付職員業績手当	特定任期付職員業績手当		
	任期付研究員業績手当	任期付研究員業績手当		

※1 国家公務員(一般職)のみに支給される手当として、広域異動手当、研究員調整手当、専門スタッフ職調整手当及び本府省業務調整手当がある。

※2 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当については、国家公務員(一般職)にはこれらの手当が支給される業務がないため支給されていない。

※3 人材確保としての地域手当とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年四月三日法律第九十五号)第11条の4~7に規定されるものであり、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する地域手当や異動保障などである。

## 地方公務員の給与決定に関する諸原則

### 1 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならない。

【地方公務員法第24条第1項】

- 具体的には、各給料表における級の区分によって実現するとされている。
- 企業職員及び単純労務職員に対しては、地方公営企業法第38条第2項により、その給与は、職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならないとされている。

### 2 均衡の原則

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

【地方公務員法第24条第3項】

- 警察職員については、警察法第56条第2項により、国の警察庁の職員の例を基準として定めることが特に規定されている。
- 企業職員及び単純労務職員については、地方公営企業法第38条第3項により、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、当該地方公営企業の経営状況その他の事情を考慮して定めることが規定されている。

### 3 条例主義

職員の給与は、条例で定めなければならず、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない。

【地方公務員法第24条第6項、第25条第1項、地方自治法第203条の2第4項、第204条第3項、第204条の2】

- 地方自治法第203条の2で非常勤の職員の報酬等が、同法第204条で常勤の職員の給与の種類が明示されている。
- 教育職員に対する特則として、教育長については、教育公務員特例法第16条により、その職務と責任の特殊性から他の職員とは別個の条例によって定めること、県費負担教職員については、市町村立学校職員給与負担法第3条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条により、その給与条例を都道府県が定めることが規定されている。
- 企業職員及び単純労務職員については、地方公営企業法第38条第4項により、給与の種類と基準のみ条例で定め、それ以外の事項については団体協約又は企業管理規程等によって具体的に定められるとされている。

## 地方公務員給与関係条文

### ○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）（抄）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

- 第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
- 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

（給与に関する条例及び給料額の決定）

- 第二十五条 職員の給与は、前条第六項の規定による給与に関する条例に基いて支給されなければならない。又、これに基かずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

- 2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。
- 3 給与に関する条例には、左の事項を規定するものとする。
- 一 給料表
  - 二 昇給の基準に関する事項
  - 三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項
  - 四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項
  - 五 非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項
  - 六 職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給与に関する事項
  - 七 前各号に規定するものを除く外、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 4・5 （略）

### ○教育公務員特例法（昭和二十四年一月十二日法律第一号）（抄）

（校長及び教員の給与）

- 第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

- 2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち

次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

- 一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員
- 二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

(教育長の給与等)

第十六条 教育長については、地方公務員法第二十二条から第二十五条まで（条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年七月十日法律第百三十五号）（抄）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあっては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が

定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）

### 三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

第二条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかに同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭（定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担任する者に限る。）並びに定時制の課程の授業を担任する指導教諭、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

第三条 前二条に規定する職員の給料その他の給与については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条の規定の適用を受けるものを除く外、都道府県の条例でこれを定める。

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）（抄）

（県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件）

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

### ○学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年二月二十五日法律第二号）（抄）

（優遇措置）

第三条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

### ○警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）（抄）

(職員の人事管理)

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。

2 前項の職員以外の都道府県警察の職員（以下「地方警察職員」という。）の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、並びに服務に関する地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めることとされている事項については、第三十四条第一項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則を定めるものとする。

3 (略)

○地方公営企業法（昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号）（抄）

(給与)

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならない。

3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

(他の法律の適用除外等)

第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第六号、第三項及び第五項を除く。）、第十四条第二項、第二十三条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十九条第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定は、適用しない。

2～4 (略)

○地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年七月三十一日法律第二百八十九号）（抄）

附 則 抄

5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務

員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律(第十七条を除く。)及び地方公営企業法第三十七条から第三十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第三項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。)」と読み替えるものとする。

#### ○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、べき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

